

1号から4号に掲載された論文・報告に関する秋期大会での発表について

農村計画学会学術研究委員会

1. 本文書は、農村計画学会誌（1号から4号）に掲載された論文・報告を、秋期大会学術研究発表会（毎年11月下旬～12月上旬に開催）で口頭発表できる条件について定めるものである。
2. 1号から4号に掲載された論文・報告について、秋期大会で口頭発表することは義務ではない（論文特集号は義務である）。したがって以下の3.に該当する論文・報告のうち、主著者が発表を希望したもののみ、発表できる。なお、発表者は主著者が務めることを原則とする。
3. 当該年度の秋期大会で発表できるのは、当該年に発刊された農村計画学会誌（前年度の4号＝3月発刊，当該年度の1号＝6月発刊，2号＝9月発刊，3号＝12月発刊）に掲載された（または掲載が決定した）論文・報告に限る。
1回の秋期大会で発表者として登壇できるのは1人1回までである。すなわち、当該年度の論文特集号に掲載される論文・報告の主著者は、この対象から除外する（発表申込時に、論文特集号の審査中にある主著者は、掲載が決定した時点で、この対象から自動的に除外される）。またこの期間内に同一の主著者による複数の論文・報告が1号から4号に掲載された場合には、そのうち1報のみ（主著者が選択できる）を対象とする。
4. 発表申込みについては、当該年度の9月頃（秋期大会プログラム編成時）に、ホームページ等にて、学術研究委員会から案内する。
5. 本文書は、2019年度の秋期大会より適用する。
6. 本文書に関する不明な点は、学術研究委員会に問い合わせること。

arpkenkyu2019 [at] ruralplanning.jp